

特別特定建築物の追加及び規模の引下げ（下線が付加条例による追加部分）

対 象 施 設	バリアフリー法	付加条例 新築、増築、改築を行う 床面積の合計 (注1)	自主条例
学校(注2)	対象外		
病院又は診療所	2,000㎡以上		
集会場又は公会堂			
福祉施設(保育所、児童福祉施設等)(注2、3)	対象外		
老人ホーム、福祉ホーム等			すべて
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等			
官公署、銀行等		500㎡以上	
博物館、美術館又は図書館			
車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	2,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗			200㎡以上
飲食店			
理髪店等のサービス業の店舗			
公衆浴場			500㎡以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
展示場			
遊技場	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上 (注4)
ホテル又は旅館			
体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設			1,000㎡以上
共同住宅(注2)	対象外		1,000㎡以上
自動車の停留又は駐車のための施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上	(注5)
公共用歩廊			対象外
公衆便所	50㎡以上	50㎡以上	すべて

注1：用途変更及び仮設建築物は規模の引下げを行わず法の規定により2,000㎡以上とする。

注2：すべての仮設建築物は除く。

注3：付加条例については、規則で定めるものは除く。(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

注4：一部の整備基準は300㎡以上

注5：駐車場で規定する500㎡以上の施設

整備基準の付加

	バリアフリー法	条例で付加する事項
敷地内通路の幅員	120cm以上	140cm以上
屋外への出入口幅	80cm以上	90cm以上
多数のものが利用する階段等	主として視覚障害者が利用するものに限 り、段がある部分の上端に接する部分に点 状ブロック等の敷設	視覚障害者が利用するものに限らず、段がある部 分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設
	やむを得ない場合を除き回り階段としない	1箇所以上の階段については、周り階段とせず、かつ、踊場を含め手すりを設置
	踊場を除き手すりを設置	
共同住宅の移動等円滑化経路		階数が4以上の共同住宅は、道等及び駐車場から各 住戸までの経路を移動等円滑化経路とする。